

日南市高齢者保健福祉計画 ・第9期介護保険事業計画

概要版



令和6年3月
宮崎県 日南市



I 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

日南市（以下「本市」という。）においては、令和3（2021）年3月に策定した「日南市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、保健福祉サービスの充実や、介護保険事業の整備等を計画的に取り組んできました。令和6（2024）年度を初年度とする「日南市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）では、これまで進めてきた「地域包括ケアの推進」「地域共生社会の実現」のもとに、介護サービス基盤を整備し、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進、介護人材の確保、高齢者の生きがいの強化等を進めることとします。

2 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画であり、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。また、「日南市重点戦略プラン」及び「日南市地域福祉推進計画」並びにその他の関連する計画との整合を図って策定するものです。

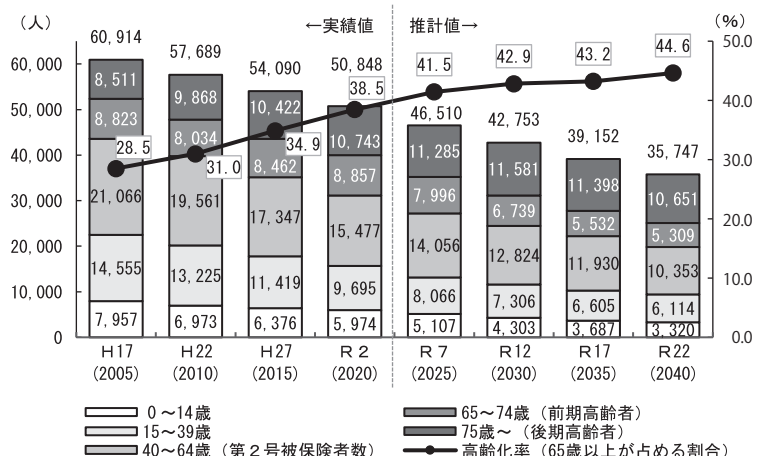
3 計画の期間

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、3年を1期とする計画の策定が義務付けられています。第9期の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。



4 高齢者等の現状

本市の総人口は、減少傾向にあります。65歳以上（高齢者）人口は令和4（2022）年以降は減少に転じていますが、高齢化率は、上昇が続き、令和22（2040）年には44%を超える見込みとなっています。





Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の総合計画である「日南市重点戦略プラン」(令和2(2020)年改定)においては、まちづくりのビジョンとして『「誰一人取り残さない」持続可能な社会を目指して』が掲げられています。

このことから「地域で見守り・支える、活力ある生涯現役のまちづくり」を基本理念とし、高齢者、障がい者及び子どもなど、弱い立場や支援が必要な方々をはじめとする市民の皆さんが、日々の生活で不安がなく生きがいを持って生活できるよう、市民の安全・安心、幸せな地域の創出に取り組んでいきます。(第8期計画の基本理念を踏襲します。)

基本理念

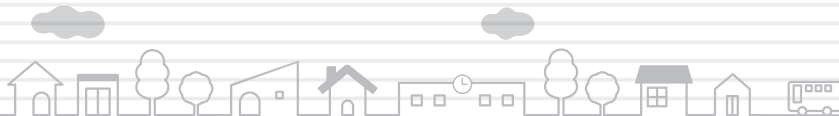
地域で見守り・支える、
活力ある生涯現役のまちづくり
～ 明るく活力ある2040年の創造 ～

2 基本方針

本市においては、これまで高齢者の介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で、それぞれが有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の推進を図ってきました。

本市が目指す「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、第9期計画においても第8期計画において掲げた以下の基本方針を踏襲します。

- (1) 介護予防及び要介護度の重度化防止による自立支援の一層の推進
- (2) 自立支援型地域ケア会議の実施によるケアマネジメント力の向上
- (3) 在宅医療と介護連携の推進による在宅生活の充実
- (4) 地域密着型サービスの充実
- (5) 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り体制の推進及び対応力の向上



Ⅲ 高齢者保健福祉計画

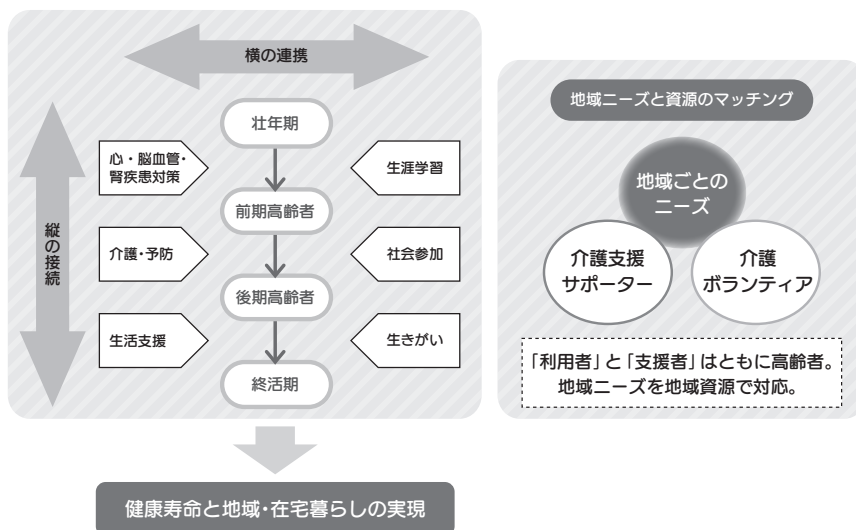
今後、高齢化が一層進む中、高齢者が自分の能力を生かし地域社会に積極的に参加することは、より自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることにつながります。

また、介護予防という観点においても、社会参加、社会貢献、就労、生きがいづくり、健康づくりなどの活動を社会全体の取組として積極的に行うことが必要です。

そのためには、高齢者のニーズに応じた、地域住民、ボランティア、NPO等支援団体、さらには地域の企業や各種団体等の多様な主体による支援は、今後必要であり、ひいては「健康寿命の延伸」につながり、いつまでも安心して地域で暮らせる社会の実現が可能になります。

第9期においても、引き続き、下記の「地域ニーズと地域資源のイメージ」に示すとおり、多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを支援するとともに、高齢者保健福祉事業に係る人材の確保及び資質の向上並びに高齢者保健福祉事業の業務の効率化及び質の向上に努めます。

地域ニーズと地域資源のイメージ



1

施設等の基盤整備への支援（一部事業を掲載）

（1）養護老人ホーム措置事業

65歳以上の人で、環境上の理由及び経済的理由又は心身の状況により、居宅において養護を受けることが困難な人を措置しています。各施設の定員は50人です。

○養護老人ホーム(和幸園：日南市大字風田、清風園：日南市北郷町、恵老園：日南市南郷町)

（2）保健福祉総合センター

市民の各種保健事業に活用されており、広く市民に親しまれています。

○日南市保健福祉総合センター 日南市中心通一丁目1番地2

○日南市北郷保健センター 日南市北郷町郷之原乙2010番地

○日南市北郷福祉センター 日南市北郷町郷之原乙2006番地1

○日南市南郷健康福祉センター 日南市南郷町中村乙7051番地171



2 地域生活の支援（一部事業を掲載）

（1）高齢者福祉バス支援事業

高齢者団体等が主催する福祉や健康づくり等を目的とした諸行事やふれあいいきいきサロンにおける外出等に、福祉バスを無料で利用できます。

（2）生活管理指導事業

養護老人ホームや特別養護老人ホームと市で契約し、介護を受けていない高齢者で、かつ、自身で生活管理ができない高齢者等を対象に、短期入所によって生活管理指導を行っています。

3 安全・安心の暮らしづくり（一部事業を掲載）

（1）愛の訪問連絡員事業

見守りを必要とする一人暮らし高齢者に連絡員を配置し、日常生活の見守り、緊急時における関係機関への連絡を行います。また、「愛のボタン」を対象者に配布し、緊急時に必要な情報が共有できるようにしています。

（2）災害時の安全確保

避難行動要支援者への支援として、日頃からの要支援者情報の適切な把握と、関係団体等間の共有が必要であり、その取組を推進しています。また、市民の防災意識の向上を図るために、防災講話や地域での訓練等も実施しています。

（3）消費者保護の充実

「振り込め詐欺」、「架空請求」、「悪質な訪問販売」、「催眠商法」、「送り付け商法」等の被害の未然防止及び被害の拡大防止を図るため、市消費生活相談室における相談業務や高齢者を対象とした啓発パンフレットの配布・出前講座を行い、普及啓発を図っています。

4 社会参加・生きがいづくり（一部事業を掲載）

（1）シルバー人材センターの活用

高齢者の労働能力を活用し、自らの生きがいづくりや社会参加を通して活力ある地域社会をつくることを目的に、高齢者の能力・経験に応じた仕事を紹介する事業として、シルバー人材センターによる活動が行われています。

○社団法人 日南市シルバー人材センター 日南市中央通一丁目9番地7

（2）高齢者クラブ活動への支援

高齢者の自主的な組織である「高齢者クラブ」において、地域に根ざした社会奉仕活動、友愛活動、スポーツ等幅広い活動を行い、高齢者の生きがいづくりを推進しています。



Ⅳ 第9期介護保険事業計画

Ⅳ - I 地域包括ケアシステムの構築

1 構築の視点（地域共生社会の実現）

（1）地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険事業計画は、第6期計画から「地域包括ケア計画」として位置付けられており、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年までの各計画期間に地域包括ケアシステムを段階的に構築し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していく計画とすることが重要と位置付けられています。

本計画においては、「地域共生社会」を視野に入れながら、地域包括ケアシステムを推進し、高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を送っていくための取組を進めるとともに、分野を問わず支援を必要とする住民を網羅的支援につなげる重層的支援体制の整備を進めていきます。

（2）地域における支え合いの体制づくり

地域包括ケアシステムを円滑に進めるため、「地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）」を核に、地域福祉の枠組みとして、「自助」「互助」「共助」を基本に、地域課題の解決等に向けた地域における支え合いの体制づくりを進めるとともに、要介護者の多様な介護ニーズを把握し、柔軟な対応が可能となるように、複合的な在宅サービスの整備を推進します。

（3）高齢者が健康で生きがいを持って生活できる体制づくり

高齢者がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、閉じこもりによるリスクの啓発、医療・介護の連携、「認知症施策推進大綱」に沿った認知症施策の推進、介護サービスの安定的な提供体制の維持、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等により、高齢者が健康で生きがいを持って、安心して生活できる体制づくりを推進します。

2 地域包括ケアシステムの充実

地域包括ケアシステムの構築には、専門職だけでなく、地域住民を主体とした自主的な取組やボランティア活動も重要な役割を担っていることから、地域住民の活力を導入しつつ、行政の果たすべき役割と住民活力に参加・協力を得る分野を明確にし、地域での相互扶助を通した自立支援の仕組みを構築していきます。さらに、医療、介護サービス事業者、関係機関との連携を図りながら、生活支援コーディネーターや協議体の機能を生かした体制づくりに努めます。

地域包括ケアシステムの基本的理念

- ◆自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- ◆介護給付等対象サービスの充実・強化
- ◆在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- ◆日常生活を支援する体制の整備
- ◆高齢者の住まいの安定的な確保



Ⅳ - Ⅱ 第9期介護保険事業の推進

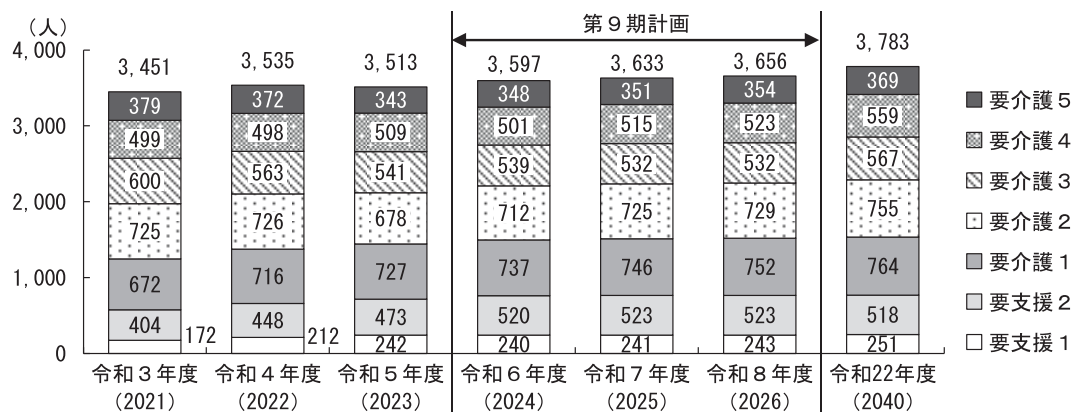
1 介護サービス見込量等の推計

(1) 推計の流れ

本計画では、高齢化が一段と進む令和22(2040)年度に向けた地域包括ケアシステムの構築を見据え、要介護(要支援)認定者数の実績や給付実績を基に、国の示した推計手順に従い、第9期計画期間(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)、令和22(2040)年度の推計を行います。

(2) 要介護(要支援)認定者数の将来推計

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の認定実績に基づき、計画期間における要介護(要支援)認定者数を推計すると、今後においても増加するものと予測されます。



(3) 第9期での介護(介護予防)サービスの概要

要介護者や認知症高齢者、一人暮らし高齢者等の増加とともに、その支援ニーズが多様化している今日、要介護者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、4つの日常生活圏域ごとに、地域包括ケアシステムの構築にあたって中核となる地域密着型サービスの整備を進めます。

また、居宅での生活が困難になってきた場合に必要となる施設サービスの充実を図ります。

○地域密着型サービスの充実

区分		第9期計画		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
小規模多機能型居宅介護	整備か所数 (整備後か所数)	(2か所)	1か所 (3か所)	(3か所)
看護小規模多機能型居宅介護			1か所 (1か所)	(1か所)
認知症対応型共同生活介護	整備か所数 (整備後定員数)	(45人)	1か所 (54人)	(54人)

○施設サービスの充実

区分		第9期計画		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護老人福祉施設	増床数 (増床後数)	+6床 (338床)	(338床)	(338床)

2 標準給付費見込額

第9期における標準給付費見込額は以下のとおりであり、第9期合計で189億7,400万円、地域支援事業費全体で9億900万円と推計されます。

標準給付費見込額

(単位:千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費※	5,799,651	5,992,483	6,023,723	17,815,857
特定入所者介護等給付額	203,780	205,821	207,123	616,724
高額介護サービス費等給付額	154,666	156,214	157,203	468,083
高額医療合算介護サービス費等給付額	18,880	19,067	19,190	57,137
審査支払手数料	5,609	5,609	5,609	16,827
標準給付費見込額	6,182,586	6,379,194	6,412,848	18,974,628

※「居宅」「地域密着型」「施設」「介護支援」(予防含)各サービスの給付費の合計値

地域支援事業費

(単位:千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	152,995	152,700	151,214	456,909
包括的支援事業・任意事業費	151,249	150,959	149,490	451,698
地域支援事業費	304,244	303,659	300,704	908,607

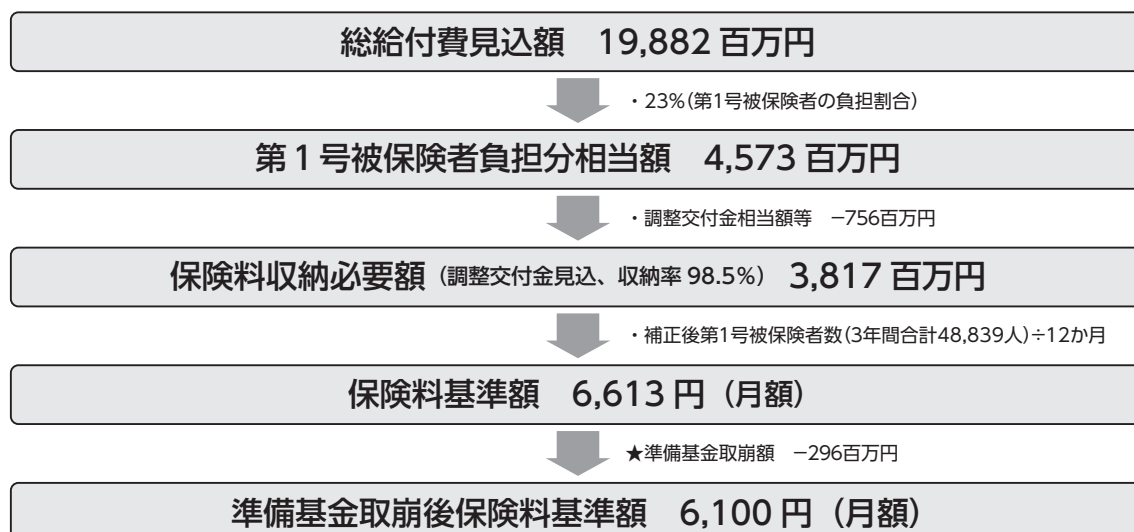
3 第1号被保険者における保険料の見込み

(1) 第1号被保険者の負担割合

介護給付費及び地域支援事業費のうち、第1号被保険者(保険料)の負担割合は、政令により定められています。第9期計画中は第8期計画と同様に23%の負担となります。

(2) 保険料収納必要額と保険料基準額

これまで推計してきた、介護保険に必要な総給付費見込額を基に、第1号被保険者1人あたりの介護保険料を算出しました。





Ⅳ - Ⅲ 地域支援事業の充実

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

- 地域包括支援センター(愛称：高齢者あんしん相談所)との連携を密にし、サービス利用者の状態に応じて適切なケアマネジメントを行い、自立に向けた支援を図ります。今後は、各種サービスについて、多方面から検証・評価を行うことにも重点を置いて、継続して実施します。また、ニーズに合ったサービス内容の検討も行っていきます。

(2) 一般介護予防事業

①介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業

- 介護予防推進サポーターの増員と継続的な活動のため、研修の充実を図り人材育成と組織強化を行います。
- 住民主体の教室数及び男性参加者の増加を目指し、介護予防の普及啓発を行うとともに、地域での活動支援に努めます。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向け、専門職の関与や高齢者の保健事業、関係機関との連携を密にとり各種団体への介護予防普及啓発に努めます。

②一般介護予防事業評価事業

- 今後、要介護認定者数の増加が予測されるので、介護予防教室の拡大を図りながら、事業の評価・分析を行い、必要な情報を広く市民に周知し、介護予防に対する意識啓発を図ります。
- 個人の介護予防に対する意欲を高め、介護予防教室の拡大につながるよう、歩行力測定を活用を継続して実施します。

③地域リハビリテーション活動支援事業

- 地域における介護予防への取組を強化するため、リハビリ職の活用を更に推進していきます。

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センター(愛称：高齢者あんしん相談所)の機能強化

①地域ケア会議

- 自立支援と困難事例の対応について、目的を分けた会議を実施します。
- 個別ケース課題分析等の積み重ねにより、地域課題を把握し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映等の政策形成につなげていきます。

②介護予防ケアマネジメント

- 自立支援に資するケアマネジメント実施に向け、地域包括支援センター職員のスキルアップを図ります。
- 自立支援につなげた後の支援も含め、対象者へ適切な支援が行えるよう、地域包括支援センター(愛称：高齢者あんしん相談所)全体の業務量等を考慮し、適切な人員配置等の体制整備の検討を行います。

③総合相談支援

- 多様化する相談に3職種(社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等)がそれぞれの専門性を発揮して対応できるよう、更なるスキルアップや関係機関との連携強化を図っていきます。
- 適切な相談支援が行えるよう、地域包括支援センター(愛称：高齢者あんしん相談所)全体の業務量等を考慮し、適切な人員配置等の体制整備を検討します。

④権利擁護事業

- 認知症高齢者の増加に対応して、関係機関と連携した支援を行うとともに、病院・福祉施設職員の専門職においても成年後見制度をはじめとした権利擁護について正しく理解するため、出前講座等による学習の機会を作っていきます。
- 実態把握や総合相談の中で高齢者虐待が疑われる場合は、関係機関と連携し、速やかに対応するよう努めます。



⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援

- 支援困難事例への適切な対応を図るため、地域包括支援センター職員の更なるスキルアップや関係機関との連携強化を図っていきます。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

- 今後とも、関係機関と連携しながら、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を継続的に進め、在宅医の確保及び看護師等専門職の育成を図り、在宅での看取りに対応できる体制の強化を図ります。
- ICTの活用などにより、職員の負担を軽減しながら医療・介護関係者間で速やかに情報共有が図れるよう支援を行います。
- 在宅医療・介護、看取り等について、市民自ら考えられるように、市民に広く周知していきます。

(3) 認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱を踏まえて、具体的な事業に取り組んでいきます。
- 福祉推進員等を対象に認知症サポーターのステップアップ研修を実施し、オレンジサポーターの育成を図っていきます。
- 育成したオレンジサポーターと地域の実情に応じた、見守り声かけ訓練や集いの拡大、また、認知症カフェの啓発・実施を働きかけ、チームオレンジの形成につなぎ、既存の見守り体制（社会福祉協議会の実施する小地域ネットワーク）を生かしながら実践していきます。
- 認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）については、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置等により体制を構築しており、今後、更なる連携強化に努めるとともに、認知症予防教室等の予防対策に取り組めます。
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーなど家族介護者支援も含めた認知症施策にも取り組んでいきます。

(4) 生活支援サービス体制整備

- 地域ごとに課題を把握・整理し、関係課や関係機関と協議・検討しながら解決していきます。
- フォーマル及びインフォーマルサービスを抽出・整理し、不足するサービスの開発や普及啓発に努めます。

3

任意事業

(1) 介護給付等費用適正化事業

①介護給付費の適正化

- 適正化を効率的かつ円滑に進めるために、主要事業における目標指標を設定し、目標達成に向けた適正化事業の実施に取り組めます。

(2) 家族介護支援事業

①家族介護教室

- 今後も家族を支援するために、教室を継続して開催します。
- 介護離職防止を踏まえた内容を検討します。

②介護用品支給事業

- 国は、地域支援事業の補助対象要件を見直し、縮小・廃止に向けた方向で検討しています。低所得者世帯の影響を考慮しつつ、事業の縮小を図り、継続の方向で検討します。

③家族介護慰労金支給事業

- 今後も家族を支援するために、事業を継続していきます。

(3) その他の事業

①成年後見制度利用支援事業

- 支援の必要な人が適切な制度利用につながるよう、制度の周知・広報を継続して実施します。
- 後見人の担い手不足に対応するため法人後見の設置に向けた取組を行っています。

②「食」の自立支援事業

- 今後も事業内容の周知を図り、支援が必要な人に迅速にサービスを提供できるよう対応していきます。
- 南郷地区での「食」の自立支援事業の実施に向けた検討をしています。



V 計画の推進体制

1 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質の向上

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護サービスに携わる質の高い人材を、安定的に確保することが求められます。

近年の介護需要の増加と担い手不足に対応するため、外国人材や元気な高齢者等も活用して人材の確保・育成に努めます。そのため、市内の福祉学校との連携を含めた市独自の人材確保支援事業の実施や県や社会福祉協議会等が行う資格取得のための養成講座等について、参加の促進を働きかけます。

また、各事業者等から聴取した制度上の問題点や介護労働者の勤務状況を把握整理し、機会あるごとに国・県へ問題を提起しながら、業務効率化を踏まえた上質なサービスの確保及び内容の一層の向上に努めるとともに、職場環境の改善により職場への定着が図れるよう支援していきます。

さらに、ボランティアや認知症サポーター等の養成にも努めます。

2 相談・苦情対応の体制づくり

利用者がより円滑に、より充実したサービスを利用することができるよう、要介護認定からサービスの内容に関することまで、あらゆる相談に対応できるよう、市民が気軽に相談できる環境づくり、身近な相談窓口づくりに努めます。

また、介護保険相談窓口だけでなく、市内の関係団体やサービス事業者、福祉従事者、民生委員・児童委員等、地域の多くの人々からの意見収集に努めます。

なお、介護サービスや要介護認定制度運営上の苦情等への対応については、苦情処理機関（宮崎県国民健康保険団体連合会、宮崎県が設置する介護保険審査会）があります。本市では、相談があった場合は、関係機関と共有を図るとともに、必要に応じて立入りや指導等を実施します。

3 関係機関との連携

（１）地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）を中心としたネットワークの整備

高齢者の尊厳を守り、地域で支えるシステムを構築していくためには、地域の総合的な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を総合的にバックアップし、包括的・継続的ケアマネジメントシステムを構築する機関としての地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）の持つ役割が非常に重要なものとなります。

今後、地域包括支援センター運営協議会をはじめ、関係機関や団体との連携を密にし、地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）の運営、機能充実を図っていきます。

（２）介護保険関係事業者等との連携

きめ細やかで適切なサービス提供や、介護中に起こりうる事故などの予防を図るとともに、介護保険関係事業者等において人材や資源を有効に活用できるように体制の整備や財務状況の見える化などを検討していくよう、必要な情報交換・情報共有など連携を図っていきます。

(3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく社会福祉活動を目的とし、地域における福祉の担い手としての市民の社会福祉活動への参加を支援するとともに、各種の相談業務、福祉サービスの提供を行っています。

地域包括ケアシステム構築に向けて、地域福祉を支える団体として、また、地域と行政のパイプ役として更なる連携を図ります。

(4) 介護と医療の連携

地域包括ケアシステムの構築に向け、医療分野と介護分野の連携は不可欠です。これまでの、事業者を単位とした任意的な枠組みでの連携を超えて、宮崎県・近隣市町及び関係機関との連携強化を実践するために必要な施策の総合的・効果的な実施に努めていきます。

(5) 保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の心身の多様な課題に対応しきめ細かな支援を実施するため、地域の健康課題から、疾病予防・重症化予防と生活機能改善の両面から事業を展開していきます。

(6) 庁内関係各課との連携

市が取り組む各種事業の展開にあたっては、高齢者の視点を盛り込んでいく必要があります。
市の関係各課が幅広く連携し、高齢者の視点に立ったまちづくりを進めます。

4

計画の進行状況の把握・管理

本計画の進行状況を管理するために、高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の各事業について、毎年の実施状況を把握・整理し、計画の進行状況の点検や評価を行います。

また、計画推進及び施策内容の改善につなげるために、課題の抽出や重点的に取り組む事項等の検討を行い、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

5

市民への広報・啓発

本計画の推進に向けて、広く市民に介護・福祉サービスの種類・内容、サービス提供事業者等の情報を提供していくため、市の広報誌やホームページ等による広報活動に努めます。

日南市高齢者保健福祉計画 ・第9期介護保険事業計画

概要版

発行年月 令和6年3月
発行 宮崎県 日南市
編集 長寿課

〒887-8585 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1
電話 0987-31-1160 FAX 0987-21-1410